

## 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、特化型運用に関する約款変更を予定しておりますので、お知らせいたします。弊社では、このたびの約款変更について、「投資信託及び投資法人に関する法律」第17条およびその関係法令にて規定される「その変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法の規定に基づいて、書面による決議（以下、書面決議といいます。）を実施いたします。

### 【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 ノーロード・インド株式フォーカス（毎月分配型）

（以下、当ファンドといいます。）

### 【変更の理由および内容】

当ファンドは、投資対象となる投資信託証券を通じて、主としてインド企業が発行する株式に投資を行っておりますが、弊社では、以下の変更を予定しており議案として提示いたします。

#### <議案：特化型運用への移行>

当ファンドについては、法改正にて「信用リスク集中回避のための投資制限」が導入され、2018年12月、株式1発行体あたりの投資上限を純資産比10%とする旨を約款に規定いたしました。

当時、当ファンドの投資対象ユニバースにおいて、時価構成比率が10%を超えることとなる支配的銘柄は明確には存在しておりませんでした。2020年以降、支配的銘柄の存在が顕著になっております。

こうした状況を踏まえ、さらなる運用成果の向上を図るため、当ファンドは一般社団法人投資信託協会規則に規定される「特化型運用」を行なうファンドとして、株式1発行体あたりの投資上限を純資産比35%とするべく、2021年2月5日付で約款変更を行なう予定です。

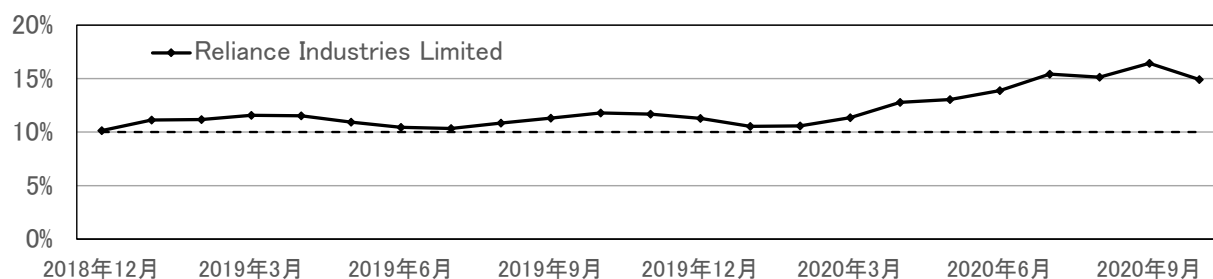
#### <補足説明>

一般社団法人投資信託協会規則では、「信用リスク集中回避のための投資制限」について、以下のよう規定されております。

- ✓ 株式1発行体あたりの投資上限を純資産比10%とすることが原則とされております。
- ✓ 上記原則の例外規定として、投資対象ユニバースにおいて時価構成比率が10%を超えることとなる支配的銘柄が存在する場合は、株式1発行体あたりの投資上限を純資産比35%とすることができ。ます。（このような運用を「特化型運用」といいます。）

当ファンドはファンド・オブ・ファンズであり、実質的な投資上限の管理は投資対象となる投資信託証券にて行なわれ、純資産比で（35%ではなく）25%上限となります。

◎ご参考：投資対象ユニバースにおける「Reliance Industries Limited」の時価構成比率



※2018年12月末から2020年10月末の期間において、月末の時価構成比率をグラフ化したものです。

#### 【書面決議に関するスケジュール】

このたびの約款変更に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2020年12月16日 (水)
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2021年1月28日 (木)
◎書面決議日	: 2021年2月3日 (水)
◎当局への届出日	: 2021年2月4日 (木)
◎約款変更実施日 (予定)	: 2021年2月5日 (金)

#### 【書面決議の判定】

当ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2020年12月16日現在の受益権口数の合計が、2020年12月16日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2021年2月5日付で約款変更を実施いたします。

また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの約款変更は行ないません。

以上

2020年12月15日  
東京都港区赤坂九丁目7番1号  
日興アセットマネジメント株式会社